

山梨県有機農業推進計画

平成21年3月

山梨県農政部

目 次

はじめに

第 1 有機農業の推進目標

- 1 有機農業に関する技術の体系化と普及
- 2 有機農業に対する消費者の理解の増進
- 3 有機農業の推進体制の整備

第 2 有機農業の推進施策

- 1 有機農業者等の支援
- 2 有機農業に関する技術の体系化と普及
- 3 有機農業に対する消費者の理解の増進

第 3 有機農業の推進体制

- 1 県段階における推進体制の整備
- 2 地域段階における推進体制の整備

はじめに

近年、環境問題に対する消費者等の関心は高く、農業分野においても農業が持つ自然循環機能の維持増進や、環境保全を重視した生産方式への転換等の取り組みがますます重要となっています。

本県では、平成7年3月に「山梨県環境保全型農業基本方針」を策定（平成11年改訂）し、持続性の高い農業生産方式の普及・定着に向けて、たい肥等による土づくりと化学肥料、化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組むエコファーマーの認定を促進するとともに、化学肥料や化学合成農薬の使用量を30%以上低減した農産物を県独自に「甲斐のこだわり環境農産物」として認証するなどの取り組みを進め、環境保全型農業の拡大に努めているところです。

このような中、平成18年12月に我が国における有機農業の確立と発展を目的とする「有機農業の推進に関する法律」（以下「有機農業推進法」という。）が施行されるとともに、平成19年4月には「有機農業の推進に関する基本的な方針」（以下「有機農業基本方針」という。）が策定されました。

この「有機農業基本方針」において、有機農業は農業の自然循環機能を大きく増進し、農業生産による環境への負荷を低減するものであり、安全かつ良質な農産物に対する消費者の需要に対応した農産物の供給に資するものとしています。

このため、本県では平成19年12月に策定した農業振興の基本指針である「やまなし農業ルネサンス大綱」において、「有機農業推進法」及び「有機農業基本方針」に基づいて、県の推進計画を策定し、有機農業の導入推進を図ることとしました。

「山梨県有機農業推進計画」（以下「県推進計画」という。）は、「有機農業推進法」に定める基本理念に即し、有機農業の推進に関する施策についての基本となるものであり、農業者が容易に有機農業に取り組み、また、消費者が有機農業により生産される農産物を容易に入手できるよう、有機農業者、農業団体、行政等、関係者が一体となった推進体制を構築する中で、有機農業に関する技術の体系化と普及や有機農業に対する消費者の理解の増進などの施策を推進するものです。

なお、この「県推進計画」の期間については、国の「有機農業基本方針」に即して、おおむね5年間とします。

第1 有機農業の推進目標

1 有機農業に関する技術の体系化と普及

現在、有機農業は個々の農業者によって様々な技術が導入されていますが、病虫害等による品質や収量の低下が起りやすいこと、除草作業などに多くの労力がかかることなどの課題を抱え、安定した技術体系が確立されていない状況にあります。

このため、国などの研究機関をはじめ、有機農業者や有機農業に取り組む民間団体等において開発され、実践されている技術を適切に組み合わせること等により、本県の気象条件や地理的条件に適応した有機農業の技術体系の確立を目指します。

また、有機農業者等に対して効果的な支援を行うことができるよう、普及指導員の資質向上に努めるなど有機農業に関する普及指導の強化を図ります。

2 有機農業に対する消費者の理解の増進

有機農業については、消費者の理解と協力を得ながら推進することが重要ですが、消費者の多くは、有機農業により生産される農産物を「安全・安心」、「健康によい」とのイメージによって選択しており、有機農業が農業の自然循環機能を増進し、環境への負荷を大幅に低減するもので、更に生物多様性の保全に資する農業の形態であるということへの消費者理解は十分とはいえない状況にあります。

このため、有機農業が化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと等を基本とする環境と調和の取れた農業であること、また、有機農業で生産される農産物について、各種イベントでの啓発活動やインターネットなどを活用した情報提供を通じて、消費者の理解の増進を図ります。

3 有機農業の推進体制の整備

現状では取り組みの少ない有機農業を推進し、その取り組みの拡大を図るためには、生産、流通・販売、消費、行政等の各分野の関係者が相互に連携・協力した体制のもとで、有機農業者等への支援を行うことが重要となっています。

このため、県段階、地域段階において「県推進計画」に基づき、有機農業者や有機農業の推進に取り組む団体をはじめ、流通・販売業者、消費者団体、農業団体、行政等で構成する推進体制の整備を図ります。

第2 有機農業の推進施策

1 有機農業者等の支援

- 有機農業の普及啓発及び生産振興を目的として有機農業者や有機農業の推進に取り組む団体等で設立された「やまなし有機農業連絡会議」の活動を支援し、有機農業の参入希望者に対する技術習得の指導や関係者相互の情報交換等の取り組みを促進します。
- 有機農業により生産される農産物の流通や販路の拡大を図るため、「やまなし有機農業連絡会議」とも連携し、有機農業者が共同で行う量販店での販売コーナーの設置を支援するとともに、企業や関係団体が開催する有機農業者等と流通・販売業者との商談会への参加を促進します。
- 有機農業の取り組みに必要な技術の導入を促進するため、たい肥の生産や施用に必要な共同利用機械、育苗ハウスなどの共同利用施設等の整備を支援します。
- 有機農業者や有機農業を目指す者に対し、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づくエコファーマーの認定を積極的に働きかけ、導入計画の認定に向けた助言・指導を行います。
- 有機農業に取り組もうとする新規就農希望者が円滑に就農できるよう地域普及センターと就農支援センターが連携し相談活動を実施するとともに、就農計画の策定や就農支援資金の活用等についての指導を行います。
- 農業大学校では有機農業の実践的な技術習得を支援するため、有機農業を目指す学生に対して、有機農業の実践農家への派遣実習を行うとともに、更に有機農業を目指す卒業生等に対しても生産から販売までの農業経営を習得するためのトレーニング農場研修を行うなどの研修教育を実施します。

2 有機農業に関する技術の体系化と普及

- 本県の気象条件や地理的条件に適応した有機農業の技術体系を確立するた

め、総合農業技術センターにおいて、県内各地域の有機農業者が実践している様々な技術や国などの試験研究機関、民間団体が開発した技術を調査するとともに、それらの技術を組み合わせた作型や栽培方法などの研究実証に取り組めます。

- 総合農業技術センターにおいて実証された研究成果を普及するため、試験研究成果発表会やホームページなどを活用して、成果情報を発信します。
- 普及センターでは、総合農業技術センターの研究成果をもとに、有機農業者や農業団体等と連携・協力して、現地に実証展示ほを設置し、技術検討会を開催する中で、新たな有機農業の技術体系を地域へ普及します。
- 有機農業者等に対して効果的な指導や助言ができるよう普及指導員やJA営農指導員を対象に、有機農業の知識や技術を習得させるための研修を実施するとともに、国や民間団体が行う研修に普及指導員を派遣し、専門担当者を育成するなど、有機農業に関する普及指導体制を整備します。

3 有機農業に対する消費者の理解の増進

- 消費者や農業者等を対象として有機農業に関する講演会や事例発表会の開催、県ホームページなどの各種広報媒体を活用した情報提供や県政出張講座による広報活動を行い、有機農業に対する理解を促進します。
- 有機農業により生産される農産物について消費者の理解促進を図るには、消費者に適切な情報を提供することが望ましいことから、有機農業者や流通・販売業者に対しJAS法に基づく有機農産物の日本農林規格や特別栽培農産物に係る表示ガイドラインによる表示などの制度を活用し、適正な表示を行うよう普及啓発に努めます。
- 「やまなし有機農業連絡会議」が主体となって取り組む各種イベントでの有機農業を紹介するパネル展示や啓発資料の配布などの消費者に対する普及啓発活動や、有機農業者と消費者との交流活動、農業体験など、消費者の理解と関心を高める取り組みを支援します。

第3 有機農業の推進体制

1 県段階における推進体制の整備

- 有機農業の普及・拡大を進めるため、有機農業者や有機農業の推進に取り組む団体、流通・販売業者、消費者団体、農業団体、行政等で構成する「山梨県有機農業推進協議会」を設置し、県推進計画に基づく施策の推進や地域段階の取り組みを支援します。

2 地域段階における推進体制の整備

- 地域の実情に即した有機農業の推進を図るため、市町村における有機農業の推進方針、推進方策等を示した推進計画の策定を促進するとともに、市町村や農業団体、農務事務所等が一体となって有機農業者等への支援を行います。